

平塚市市民活動推進補助金制度の見直し（案）

1 補助金交付上限額の見直し（資料 4）

市民活動推進補助金については、市民活動団体等による公益的な活動を支援することを目的に「入門コース」、「発展コース」及び「組織基盤整備コース」の 3 つのコースを設けて、運用しているところです。

当補助金制度が有する役割として。補助金交付対象事業終了後の事業継続性や将来的な協働事業への連続性の確保が挙げられます。また、原資である「平塚市協働のまちづくり基金」の収支バランスを考慮した制度設計であることも重要です。

については、市民活動団体等の活動を永続的に支援していくにあたり、見直しを検討するものです。

2 コースの見直し（資料 4）

（1）組織基盤整備コースの廃止

- 発展コースとの違いが分からない、という声があり、差別化が完全にできていない。
- 平成 31 年度から令和 7 年度分の交付実績を鑑みても、交付は 4 団体のみ。
（令和 3 年度、令和 6 年度で 2 団体ずつ）
他のコースの平成 31 年度から令和 7 年度分の交付実績については、入門 21 団体、発展 28 団体。
- 物品購入といった設備投資が多い。

（2）協働コースの創設

- 組織基盤整備コースに代えて、協働コースを創設する。
- 企業や他の市民活動団体と協働で市民活動提案を行うことを条件とし、コースの目的を明確化する。
- 年度をとおして、交付団体は 1 団体のみとする代わりに、他のコースよりも交付上限額を大きく設定する。
- 年度によっては交付団体がゼロの可能性もある。他のコースよりも要件が厳しく、交付団体数を絞っていることから、審査の結果、交付が決まったら補助金上限の枠へ優先的に組み込む。
- 補助金を交付する団体は申請した主たる市民活動団体のみ。
- 企業や他の市民活動団体とのマッチングについては、ひらつか市民活動センターにて相談も受ける予定。

3 補助の対象となる団体となる要件の見直し（入門コース）

補助対象団体の要件のうち、入門コースの構成員について要件緩和を行う。

要件緩和によって、より多くの市民活動団体及び地域活動団体が補助金の申請を行うことができる。

平塚市市民活動推進補助金交付要綱から抜粋

変更前

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件をいずれも満たす市民活動団体及び地域活動団体とする。

- （1）活動拠点が平塚市にあること。
- （2）構成員が5人以上で、かつその内3人以上は平塚市民で組織されていること。
- （3）組織の運営に関する定款、会則、規約等があること。

第3条第1項第2号を次のとおり変更する。

変更後

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件をいずれも満たす市民活動団体及び地域活動団体とする。

- （1）活動拠点が平塚市にあること。
- （2）構成員が5人以上で、かつその内3人以上は平塚市民で組織されていること。ただし、別表入門コースにおいては、構成員が3人以上で、かつその内2人以上は平塚市民で組織されていること。
- （3）組織の運営に関する定款、会則、規約等があること。